

別紙1 指定通所介護施設 豊楽園デイサービスセンター重要事項説明書  
(令和6年11月1日現在)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 坂井福祉会
- (2) 法人所在地 福井県坂井市坂井町下関42-2
- (3) 電話番号 0776-72-2630
- (4) 代表者氏名 理事長 木村 洋子
- (5) 設立年月日 平成4年5月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定  
福井県 1871700090 号 事業所は介護老人福祉施設豊楽園に併設されています。

(2) 事業所の目的

- 1. 施設は、事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供します。
- 2. 施設は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

- (3) 事業所の名称 豊楽園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 福井県坂井市坂井町下関42-2
- (5) 電話番号 0776-72-2630
- (6) 管理者 牧田 治
- (7) 当事業所の運営方針

- 1. 明るく家庭的な雰囲気を有し、暖かみのある介護、看護を行なう。
- 2. 日常生活を目指し、リハビリ、レクリエーション、サークル活動などを計画的に行う。
- 3. 地域住民との交流を深め、ボランティアなどの協力により、開かれた施設を目指す。

- (8) 開設年月 平成5年4月1日
- (9) 利用定員 35人

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。

#### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
  - ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求があった時は、当施設の規定に則り複写物の交付・閲覧などが可能です。
  - ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
  - ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 坂井市、あわら市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月30日～1月3日除く）
営業時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時00分～16時30分

#### 6. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	配置人数
1. 管 理 者	事業所と職員及び業務の管理を行います	1人
2. 生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	2人以上
3. 機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。	1人以上
4. 看 護 職 員	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。	2人以上
5. 介 護 職 員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。	5人以上
6. 管理栄養士	ご契約者の栄養管理を行います。	1人以上

## 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

#### ①入 浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ②排 泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

#### ③機能訓練

- ・個別機能訓練計画書を作成し、専門の職員等によりご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・機能訓練指導員の配置状況に応じ、加算の変更を行います。

#### ④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

・利用料・その他の介護給付加算サービス料金（一日当たり 単位：円）

介護度	1日あたりの自己負担分		
	利用者負担基準額		
	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満
要介護度1	370円	388円	570円
要介護度2	423円	444円	673円
要介護度3	479円	502円	777円
要介護度4	533円	560円	880円
要介護度5	588円	617円	984円

介護度	1日あたりの自己負担分	
	利用者負担基準額	
	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
要介護度1	584円	658円
要介護度2	689円	777円
要介護度3	796円	900円
要介護度4	901円	1,023円
要介護度5	1,008円	1,148円

・その他の介護給付費サービス料金（一日当たり 単位：円）

項 目	利用者負担	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6／日	介護福祉士を40%以上、または勤続7年以上30%以上配置している場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56／日	機能訓練指導員に専従する者を1名以上配置した場合（時間の定めなし）
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76／日	機能訓練指導員に専従する者をイに加えて1名以上配置し個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を適切に行った場合（時間の定めなし）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200／月	医療提供施設の理学療法士と共同で個別機能訓練計画書作成 月1回
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20／月	個別機能訓練加算（Ⅰ）に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている場合 月1回
ADL維持等加算（Ⅰ）	30／月	利用者等全員について利用開始月と当該月の翌日から起算して6月目においてADL値を測定し厚生労働省に提出している場合 月1回
科学的介護推進体制加算	40円／月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
入浴介助加算（Ⅰ）	40／日	見守り等の援助により入浴された場合に加算
入浴介助加算（Ⅱ）	55／日	利用者の居宅を訪問した医師等と機能訓練指導員等が共同で個別の入浴計画を作成し、居宅の状況に近い環境での入浴介助を行う。（Ⅰ）と（Ⅱ）は併用算定不可
中重度者ケア体制加算	45／日	要介護3以上の方が30%以上利用されている場合
若年性認知症ケア加算※	60／日	対象者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
送 迎 減 算	-47／回	送迎を行わない場合
栄養アセスメント加算	50／月	利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合 月1回
栄養改善加算	200／回	利用者の栄養状態を利用開始前に把握し、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成している場合
介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）	基本サービス費に、各種加算減算を加えた 総単位数×9.0%	

※印の加算については、対象者のみの加算になります。

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供

当事業所では、管理栄養士の立案する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 昼食 12：00～12：30

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：昼食1食700円

②おやつの提供

ご契約者に提供するおやつにかかる費用です。

料金：おやつ1回105円

③サービス提供時間の延長

要介護 1・2 450円／30分

要介護 3～5 600円／30分

④特別な食事・嗜好品

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事・嗜好品を提供します。

利用料金：要した費用の実費

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者のご希望により日常生活に要する費用として1日200円を負担していただきます。

(ティッシュ・タオル・シャンプー、石けん、ボディソープ等)

⑥オムツ代

ご契約者が提供されたオムツを使用した時は種類によって価格をご負担いただきます。

紙オムツM 80円/枚 紙オムツL 90円/枚

パンツタイプM 80円/枚 パンツタイプL 90円/枚 パンツタイプLL 90円/枚

尿取りパッド 20円/枚 ビッグパッド 30円/枚

⑦インフルエンザ注射

インフルエンザ予防のため希望者は嘱託医に支払う価格をご負担していただきます。

⑧行事参加費

ご契約者のご希望に基づき行事に参加された場合には、要した費用の実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。  
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替の3方法があります。利用契約時にお選びください。

－ 振込先 －

○北國銀行 金津支店 (普) No.023010

社会福祉法人 坂井福祉会 豊楽園 理事長 木村 洋子 ※振込手数料はご負担願います

○福井銀行 坂井町支店 (普) No.1007894

社会福祉法人 坂井福祉会 豊楽園 理事長 木村 洋子 ※振込手数料はご負担願います

－ 口座振替 －

○ 口座振替は全国ほぼ全ての金融機関に対応しております。(振替手数料のご負担はありません)

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 9. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、契約書第9条の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約書第9条3項により、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

### (2) 事業者からの契約解除の申し出

契約書第9条4項の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

### (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 10. 福祉サービス第三者評価受審状況

受審の有無	なし
-------	----

## 11. 事故発生時の対応

ご契約者にサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに当該家族、市町村及び当該ご契約者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

## 12. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 13. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 齊藤 優太

【職名】 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

また、ご意見箱ボックスを事務所内に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

坂井地区広域連合	電話番号 0776-72-3305
国民健康保険団体連合会	電話番号 0776-57-1614
福井県社会福祉協議会	電話番号 0776-24-2339
坂井市役所 高齢福祉課	電話番号 0776-50-3040
あわら市役所 健康長寿課	電話番号 0776-73-8022

# 豊楽園の苦情解決の仕組み

